

厚生労働省和歌山労働局発表
令和6年6月28日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 訓練課
課長 神山 高幸
課長補佐 内田 貴子
電話 073-488-1162



令和6年7月をハロートレーニング 周知強化月間とします！ — 急がば学べ —

すべての人が職業能力を高め、存分に発揮していくために、ハロートレーニング（公的職業訓練※）による支援がますます重要となっています。また、ハロートレーニングを活用することにより、和歌山県内において必要とされる多様な人材の育成や、一人ひとりの労働生産性の向上が期待されます。

このため、和歌山労働局（局長 ^{まつうら} 松浦 ^{なおゆき} 直行）では、ハロートレーニングについて広く知り、受講していただくための取組として、令和6年7月を「ハロートレーニング周知強化月間」として、重点的な広報活動を実施することとしました。

○取組内容

- ① 和歌山労働局、各ハローワークから和歌山県、県内各市町村及び県・市町村社会福祉協議会等にハロートレーニングの周知・広報の協力を要請します。
- ② スーパー等の商業施設や、駅、イベント会場等人々が参集する施設等にハロートレーニングの周知の協力を依頼します。
- ③ 周知・広報のノベルティとしてハロートレーニング（職業訓練）周知用のポケット・ティッシュを作成し、地域住民に配布します。

※ハロートレーニング（公的職業訓練）とは、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。主に雇用保険の受給者を対象とする公共職業訓練と、雇用保険を受給できない求職者の早期就職を支援するための求職者支援訓練からなります。



再就職、スキルアップを
目指す皆さまへ

ハロートレーニング

希望する就職に向けて必要な技能・
知識が習得できる訓練です。

パソコン

医療事務

受講料
無料!!

介護

WEBデザイン

電気工事

CAD ..など



7月はハロートレーニング周知強化月間です!

— 急がば学べ —

和歌山ハロトレ 🔍



お問い合わせは、お気軽にハローワークへ!



厚生労働省・和歌山労働局・ハローワーク

求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ*を目指す方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象



**月10万円
給付金**

訓練期間中の生活を支援するため、**収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます**



**無料の
職業訓練**

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講できます**
(テキスト代などは自己負担)



**就職
サポート**

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが就職活動をサポートします**

□ どういう方が利用できる？



給付金を受けて訓練を受講する方		給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	<ul style="list-style-type: none">● 雇用保険の適用がなかった離職者の方● フリーランス・自営業を廃業した方● 雇用保険の受給が終了した方など	離職者	<ul style="list-style-type: none">● 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	<ul style="list-style-type: none">● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など	在職者	<ul style="list-style-type: none">● 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

□ 制度活用の主な要件

訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと



制度の詳細

給付金の要件

- 本人収入が月8万円以下
- 世帯全体の収入が月30万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 訓練実施日**全て**に出席する

やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合※でも、**8割以上出席**する

※育児・介護を行う方や求職者支援訓練(基礎コース)を受講する方は証明ができない場合を含める

✓ 給付金が受けられなくても、交通費(通所手当)のみ受給することができる場合もあります。

全ての要件を満たす必要
があります。他にも要件
があるので、詳しくはハ
ローワークまで



□ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

訓練期間は
2～6か月



訓練のコース検索
はこちら

✓ 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

まずは、お近くのハローワークにご相談ください！

所在地
連絡先

